

生徒会役員選挙規定

第1条 この規定は、生徒会役員選挙が公正に行われるようにすることを目的とする。

第2条 生徒会役員選挙にあたっては、選挙管理委員会を設ける。

第3条 選挙管理委員会は、学級から男女各1名ずつ選出された選挙管理委員で構成する。

第4条 選挙管理委員の任期は1年間とし、後期は専門委員と兼任してもよい。委員が役員に立候補するときは辞任する。委員が欠員となったときは直ちに補充する。補充された委員の任期は前者の残任期間とする。

第5条 選挙管理委員会は、委員長1名、副委員長2名、書記2名を互選で決定する。

第6条 選挙管理委員会は次のことを行う。選挙公示、立候補者の受付と発表、全候補者の選挙公報を公布、立会演説会の計画実施、投票の管理、開票、当選者発表その他の役員選挙の実施にあたり必要な細則の決定。

第7条 選挙はすべて生徒会員の直接無記名秘密投票によって行われる。

第8条 生徒会員であれば、誰でも役員に立候補することができる。なお、会長と総務、副会長と総務、重複立候補を認める。

会長(2年)1名 副会長(2年)(1年)各1名 総務(2年)(1年)各3名

立候補者は、推薦者、役員名、学年組氏名、性別、責任者名を記載した立候補届書を選挙管理委員長に提出する。

第9条 選挙管理委員会は選挙公示を行い、その後立候補をメ切、期間を設けてから選挙を行う。

第10条 立候補者は、選挙管理委員会認印のある選挙ポスター用紙をうけとり、校内の適切な場所に掲示することができる。

第11条 投票は、会長および副会長は単記、総務は定員数連記とする。

第12条 当選の決定は、得票順とする。得票同数の場合は決選投票によって決定する。

第13条 立候補者が定員以下の場合は信任投票とする。なお、全校生徒数のうち過半数の生徒が信任した場合、当選とする。

第14条 役員に欠員を生じたときは補欠選挙を行う。ただし、残任期間が2ヶ月以上の場合に限る。当選者の任期は前任者の残任期間とする。なお、当選の決定は第12、13条に準ずる。